

修繕費用の負担区分

4.洗面所



① 鏡		
破損、汚れ		入居者
② 水栓		
破損、パッキン取替		入居者
③ 洗面化粧台		
破損、汚れ、排水詰まり		入居者
洗濯機用の排水金物		
腐食、破損、漏水		指定管理者
排水詰まり		入居者
洗濯機用の防水パン		
破損・汚れ		入居者
照明器具(化粧台設置分)		
作動不良		指定管理者
汚れ、電球等の交換		入居者
給水管、給湯管、排水管		
腐食、破損、漏水		指定管理者
排水詰まり		入居者

1. 腐食・反り・摩耗・破損についての基準は、機能に支障があるものに限ります。
2. 修繕区分が「指定管理者」の場合でも、入居者の故意・過失、通常の使用法と異なる使用により生じた修繕は、「入居者」負担となります。
3. 団地または住戸タイプの違いにより、設置されている設備内容が異なる場合があります。
4. 入居後（※入居替を含む）1カ月以内は、「入居者」負担の項目でも、必要に応じて「指定管理者」負担で修繕します。